丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンターに係る指定管理者候補者の選定結果について

丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンターへの指定管理者制度の導入にあたり、次のとおり指定管理者候補者を選定しました。

１．施設の概要

・施設名　　丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンター

・所在地　　丸亀市綾歌町栗熊西６８番地３

２．指定の期間

・令和９年４月１日から令和11年３月31日まで（２年間）

３．募集の概要

（１）募集期間

令和８年10月７日（水）から令和８年10月29日（木）

（２）応募者

応募者名	住　　所	代表者名
太平ビルサービス株式会社 高松支店	高松市中新町２番９号 富士ビル８階	支店長　海老原 圭介

４．指定管理者候補者

(団体名)　太平ビルサービス株式会社 高松支店

(所在地)　高松市中新町２番９号 富士ビル８階

(代表者)　支店長　海老原 圭介

５．選定の概要・審査基準・評価結果

丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第４条の２の規定により設置された指定管理者選定委員会（委員５名）において、審査基準に基づき総合的に審査し、指定管理者候補者を選定しました。

審　査　基　準	審　査　項　目	満点（配点×委員数）	候補者 太平ﾋﾞﾙｻｰﾋﾞｽ株式会社 高松支店
利用者の平等な利用を確保できるものであること	・平等利用を確保するための具体的方策	50 点	32 点
サービスの向上が図られるものであること	・利用者の増加を図るための具体的方策 ・サービスの向上を図るための具体的方策 ・自主事業の企画及び実施 ・利用者の要望の把握方法及びその対処方法	200 点	131 点
施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること	・管理業務に対する基本方針 ・防犯、防災、事故防止等危機管理への基本的取組方策		
施設管理に係る経費の縮減が図られるものであること	・収支予算及び経費算定の適格性 ・指定管理料を実現するための具体的方策	100 点	66 点
管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること	・管理業務に係る職員体制 ・職員の研修計画	150 点	103 点
施設の性質又は目的を達成するために十分な能力を有していること	・類似施設の業務実績 ・個人情報の保護及び情報公開への具体的な取組方策		
合計		500 点	332 点
最低基準を満たしたもの（〇印）			〇
※全選定委員の評価点数の合計が 500 点満点中の 50%の 250 点以上を選定基準とした。			

６．選定理由

本施設における管理運営の基本的考え方を踏まえ、審査基準に基づき、各審査項目を総合的に検討した結果、本施設に係る指定管理者候補者として選定することに値する評価を得たため、上記団体を選定することとする。

７．指定管理者の指定

指定管理者の指定は、指定管理者候補者を丸亀市綾歌健康づくりふれあいセンターの指定管理者とする旨の議案を、令和８年丸亀市議会 12 月定例会に提出し、議決を経て行います。